

医療法人奨進会 東部クリニック介護支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人奨進会が運営する東部クリニック介護支援センター（以下「事業所」という。）は、介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。
- 4 指定居宅介護支援事業は、関係市町村、他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努め行うものとする。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------------|
| 一 名称 | 東部クリニック介護支援センター |
| 二 所在地 | 沖縄市与儀三丁目9番1号 |

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-------|----|--------|
| 一 管理者 | 1名 | (常勤職員) |
|-------|----|--------|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 3名 (常勤3名)

第2条に規程する運営方針に基づく業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日及び国民の休日、祝日、旧盆はのぞく。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間(訪問等)

午前9時00分から午後5時00分までとする。

四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法)

第6条 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められたときには、これを掲示するものとする。

- 2 指定居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期限を確かめる。
- 3 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意志も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 4 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要介護認定を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意志を尊重して、医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
- 6 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。但し、該当する場合には、遅延なく意見を付してその旨を、市町村に通知する。

- 一 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りと、その他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅介護サービス計画の担当配置
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。
- 二 相談の場所
介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室での利用者の相談を受ける。
(必要に応じて居宅)
- 三 利用者への情報提供
居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用者等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。
- 四 利用者の実態把握
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に当たっては、全国社会福祉協議会方式に基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 五 居宅介護サービス計画の原案作成
介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘定して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。
- 六 担当者会議
介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者を含めて専門的な見地から意見を求めるものとし、通常、事業所内の会議室で開催する。

七 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

八 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

九 利用者の居宅訪問

介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、1ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問する。

十 介護保険施設の紹介

介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入所または入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また、介護保険施設等から、退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

3 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、うるま市・沖縄市・宜野湾市・北中城村・中城村とする。

(法定代理受領サービスに係わる報告)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、毎月市町村（当該事務を国民健康保険団体に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅介護サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提供する。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに関わる特例居宅介護サービス費又は、特例居宅支援サービス費の支給に関わる事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅介護サービス計画等の書類の交付)

第11条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があつた時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

2 指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員やその他の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、指定居宅介護支援事業者の職員でなくなった後においても、これらの秘密を漏らしてはならない旨を、指定居宅介護支援事業者との雇用契約等で定めるものとする。

3 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

4 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、アセスメントの結果記録、モニタリングの結果の記録、サービス担当者会議の記録、事故の状況及び事故に対する処置状況の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から5年間保存する。

- 5 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人奨進会の定款並びに関係規程及び、指定居宅介護支援事業者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 5月 1日に変更。(第3条の1)

この規程は、平成27年 3月 1日に変更。(第4条)

この規程は、平成27年 6月 1日に変更。(第4条)

この規定は、平成29年 5月 1日に変更。(第4条)

この規定は、平成31年 1月 1日に変更。(第5条、第12条の4)